

国際観光旅客税の概要

- 観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 ➢ 国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②国際観光旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合） ➢ ①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
用途	令和6年度予算額：440億円 ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備（129億円） ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化（80億円） ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上（231億円） ➢ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）に基づき、上記の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当することとされている。
適用時期	平成31年1月7日以後の出国に適用

（注1）非課税等、国際観光旅客税が課されない者には、以下のような者がいる。

「航空機又は船舶の乗員」、「強制退去者等」、「公用機又は公用船（政府専用機等）により出国する者」、「航空機による乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）」、「外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者」、「本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者」、「2歳未満の者」等

（注2）具体的な用途としては、例えば以下のようなものがある。

「最先端技術を用いた個人識別情報システムの機能強化・出入国手続の迅速化による訪日外国人旅行者の利便性向上」、「電子申告ゲートの利便性向上」、「戦略的な訪日プロモーションの実施」、「文化資源を活用したインバウンドのための環境整備」、「国立公園のインバウンドに向けた環境整備」、「三の丸尚蔵館の整備」等